

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月22日

葛飾区長

葛飾区条例第25号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の124の6の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。